

議案第14号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年6月1日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7.61」を「7.59」に改める。

第5条中「28,415円」を「24,623円」に改める。

第6条第1号中「19,329円」を「25,973円」に改め、同条第2号中「9,665円」を「12,987円」に改め、同条第3号中「14,497円」を「19,480円」に改める。

第7条中「2.57」を「2.61」に改める。

第9条中「9,871円」を「8,634円」に改める。

第10条第1号中「6,715円」を「9,107円」に改め、同条第2号中「3,358円」を「4,554円」に改め、同条第3号中「5,037円」を「6,831円」に改める。

第11条中「1.84」を「1.86」に改める。

第13条中「9,654円」を「8,529円」に改める。

第14条中「4,871円」を「6,644円」に改める。

第27条第1項に次の1号を加える。

(6) 前各号のほか特別の理由がある者

第28条第1号ア中「19,891円」を「17,237円」に改め、同号イ（ア）中「13,531円」を「18,182円」に改め、同号イ（イ）中「6,766円」を「9,091円」に改め、同号イ（ウ）中「10,149円」を「13,637円」に改め、同号ウ中「6,910円」を「6,044円」に改め、同号エ（ア）中「4,701円」を「6,375円」に改め、同号エ（イ）中「2,351円」を「3,188円」に改め、同号エ（ウ）中「3,526円」を「4,782円」に改め、同号オ中「6,758円」を「5,971円」に改め、同号カ中「3,410円」を「4,651円」に改め、同条第2号ア中「14,208円」を「12,312円」に改め、同号イ（ア）中「9,665円」を「12,987円」に改め、同号イ（イ）中「4,833円」を「6,494円」に改め、同号イ（ウ）中「7,249円」を「9,741円」に改め、同号ウ中「4,936円」を「4,317円」に改め、同号エ（ア）中「3,358円」を「4,554円」に改め、同号エ（イ）中「1,679円」を「2,277円」に改め、同号エ（ウ）中「2,519円」を「3,416円」に改め、同号オ中「4,827円」を「4,265円」に改め、同号カ中「2,436円」を「3,322円」に改め、同条

第3号ア中「5,683円」を「4,925円」に改め、同号イ（ア）中「3,866円」を「5,195円」に改め、同号イ（イ）中「1,933円」を「2,598円」に改め、同号イ（ウ）中「2,900円」を「3,897円」に改め、同号ウ中「1,975円」を「1,727円」に改め、同号エ（ア）中「1,343円」を「1,822円」に改め、同号エ（イ）中「672円」を「911円」に改め、同号エ（ウ）中「1,008円」を「1,367円」に改め、同号オ中「1,931円」を「1,706円」に改め、同号カ中「975円」を「1,329円」に改める。

附則第15項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「令和2年2月1日以降」を「令和3年4月1日以降」に、「令和2年2月分以降」を「令和3年4月分以降」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 説 明

北海道の示す標準税率を踏まえて国民健康保険税率を改正するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置期間を延長するため、条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.59を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.61を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,623円とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,415円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」</p>

改正案	現 行
<p>という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>25,973円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>12,987円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>19,480円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.61</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,634円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p>	<p>という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>19,329円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,665円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>14,497円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.57</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,871円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p>

改正案	現 行
<p>帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,107円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,554円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,831円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.86</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,529円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,644円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第27条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p>	<p>帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,715円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,358円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,037円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.84</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,654円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,871円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第27条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p>

改正案

現行

(6) 前各号のほか特別の理由がある者

2・3 一略一

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公

2・3 一略一

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公

改正案	現 行
<p>的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,237円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,182円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>9,091円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>13,637円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,044円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>19,891円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,531円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>6,766円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>10,149円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,910円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正案	現 行
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,375円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,701円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>3,188円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2,351円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,782円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,526円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,971円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,758円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,651円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,410円</u></p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,312円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,208円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,987円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,665円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>6,494円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>4,833円</u></p>



改正案

(ウ) 特定継続世帯 9,741円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,317円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,554円

(イ) 特定世帯 2,277円

(ウ) 特定継続世帯 3,416円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,265円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,322円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

現行

(ウ) 特定継続世帯 7,249円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,936円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,358円

(イ) 特定世帯 1,679円

(ウ) 特定継続世帯 2,519円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,827円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,436円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

改正案	現 行
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,925円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,683円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,195円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,598円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,897円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,866円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,933円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,900円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,727円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,975円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,822円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>911円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,367円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,343円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>672円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,008円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,706円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,931円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,329円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>975円</u></p>

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～14 一略一</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>15 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)</u>が定められている国民健康保険税(資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため<u>令和3年4月1日以降に納期限が定められている場合は、令和3年4月分以降</u>の国民健康保険税。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第4項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>16 一略一</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～14 一略一</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>15 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)</u>が定められている国民健康保険税(資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため<u>令和2年2月1日以降に納期限が定められている場合は、令和2年2月分以降</u>の国民健康保険税。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第4項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>16 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>する。</u> <u>(適用区分)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	

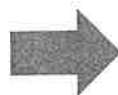
■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.61%	63 万円
均等割	28,415 円	
平等割	19,329 円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.59%	63 万円
均等割	24,623 円	
平等割	25,973 円	



後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.57%	19 万円
均等割	9,871 円	
平等割	6,715 円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.61%	19 万円
均等割	8,634 円	
平等割	9,107 円	



介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.84%	17 万円
均等割	9,654 円	
平等割	4,871 円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.86%	17 万円
均等割	8,529 円	
平等割	6,644 円	

